

審 査 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日
申 請 先：営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。） の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話0776-22-2880
備 考：